

令和5年

2月農業委員会総会議事録

■日時	2023年（令和5年）2月14日（火）14：30～14：50	反訳：株式会社 会議録研究所
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	
■出席者 (敬称略) (議席順)	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10</p> <p>11 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>10 飯阪 保 11 森 勝義</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和5年2月の委員会総会を進めさせていただきます。開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、10番、飯阪委員、11番、森委員です。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、引き続き議事進行をよろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、7番、前田敏行委員さん、8番、岡田如弘委員さん、御両名でお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>2月委員会議事日程、議案第1号から議案第2号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。</p>

事務局

議案第1号、1番、国分町の物件につきまして事務局から説明願います。
事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は国分町で、地目は田2筆、面積は448㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1km、自動車で10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺地域の農地に影響はありません」とのことです。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、休耕地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で果樹、レモン・みかんを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

議案第1号、2番、小野田町の物件につきまして、事務局から説明願います。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は小野田町で、地目は畑1筆、面積は2,343㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から17.1km、車で29分の距離に位置しております。

譲受人は、草刈機、噴霧器等を今後購入予定としており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について、周辺農地に支障のないよう使用します」とのことです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、みかんが数本残っておりますが、遊休地状態であり、譲渡人、譲受人ともに電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地を耕作する予定とのことです。申請書のとおり間違いありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画14件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1番から9番、11番から13番、国分町、黒石町、平井町、三林町、久井町の物件につきまして、田口委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(田口委員退席)

1番から9番、11番から13番について、事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページから7ページ、1番から9番、11番から13番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は国分町、黒石町、平井町、三林町、久井町で、地目は田30筆、面積は合わせて2万2,266㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の坂口推進委員、井阪推進委員、山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培、休耕地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻

栽培をする予定とのこと、申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番から9番、11番から13番については許可することと決定いたします。

(田口委員入室)

それでは、議案書6ページお願いします。

議案第2号、10番、浦田町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書6ページ、10番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田1筆、面積は393㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認いたしました。借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんでした」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、10番については許可することに決定いたします。

次に、議案第2号14番、春木町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書7ページ、14番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で、地目は田3筆、面積は合わせて1,406㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、休耕地であり、両者に電話にて意思確認いたしました。借り手は申請地で野菜栽培する予定です。申請どおり間違いありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、14番については許可することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書8ページをお願いします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書9ページを御参照をお願いします。

次に、議案書10ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理しましたので報告いたします。

報告書11ページを御参照ください。

続きまして、議案書12ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権の移転1件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

じゃ、そういうことで、今日は総会を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員